

# 舷 想

第26号



海事代理士の日  
6月1日

一般社団法人 日本海事代理士会

## 目 次

1. 巻頭言	・・・・・・・・	1
2. 本部活動報告	・・・・・・・・	2
3. 委員会だより	・・・・・・・・	7
4. 内航海運業法セミナー報告	・・・・・・・・	11
5. 支部だより	・・・・・・・・	15
6. 会員の声	・・・・・・・・	22
7. 海政連だより	・・・・・・・・	30
8. 頒布用紙一覧・発行図書一覧	・・・・・・・・	33
9. 会員動向	・・・・・・・・	34

# 巻 頭 言

副会長 秦 健一郎

会員の皆様には日頃より当会へのご協力、ご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

9月19日(土)、第161回理事会が終了しました。現在、新型コロナウイルスの感染予防から国交省との接触が思うに任せず、停滞しております海事代理士法改正活動につきましては、我々としまでもいつまでも手を拱いている訳にもいきません。当該理事会では法改正のためのプロジェクトチームを編成したことが報告されました(メンバー等の詳細は別途お知らせいたします)。

海事代理士法改正のためには、現状の把握と明解な改正趣旨・理由・根拠、それに他団体の理解が求められます。過去に法改正案を示すなど、理事で分担して資料を作成し、国交省に提示したこともありますが、残念ながら結実していないのはご存知のとおりです。ここは戦略を練り直し、心機一転、新たなスタートを切りたいところです。俗に「石の上にも三年」と言いますが、三年どころかこの問題は当会の前身である社団法人日本海事代理士が設立された1975年に負った宿命であり、理事会の議題として今もなお「一丁目一番地」の最重要課題です。決して打てば響くような御しやすい交渉先ばかりではありませんが、スピード感をもって取り組みたいと思っております。

その基礎となる資料の作成のため、「海事代理士調査委員会」では、今般、海事代理士法別表第二の周辺法律に基づく手続について、アンケートを実施する予定です。別表第二そのものについてのアンケートは過去にも何度か試みていますが、周辺手続については新しい切り口です。つまり別表以外のルールで、どのような法律に基づく手続に関与する会員が多くを占めるのかがこのアンケートによって浮き彫りになります。それによって、どの分野で改正ニーズが高いのかという事実が示されるはずですが、我々海事代理士は、必ずしも顧客から海事代理士法に基づく手続だけを委任される訳ではありません。法律の壁が立ちほだかり、会員の皆様には、種々の方法により常日頃から柔軟に対応されていると思いますが、この不自由さを一刻も速く解決したいと考えます。国交省等との折衝にあたって、説得力のある資料となることを期待するものです。何卒会員皆様のご協力をお願いいたします。

猛暑が一段落して、過ごしやすい季節を迎えましたが、別の意味での「不自由さ」は一向に変わりません。会員皆様のご健康とますますのご多幸をご祈念申し上げます。



舷想は会員限定の広報誌です  
続きはこちら



<https://jmpcaa.org/company/>

海事代理士の日  
6月1日